

太田市男女共同参画推進協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）第5条の規定に基づき、市の男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進するため、太田市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画に係る基本的事項に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の公募に応じた者

3 市は、男女いずれか一方の委員の数については、委員の総数の10分の3未満となるよう努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の翌年度の末日までとする。ただし、委員が任期中途で退任した場合や委員を増員する場合等において、新たに委嘱される委員の任期は、すでに委嘱を受けている委員の残任期間と同一の期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 協議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(幹事)

第9条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、太田市男女共同参画推進会議の委員の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民そうだん課が行う。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する